

令和3年8月31日

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金及び障害厚生年金（以下、併せて「障害給付」という。）の支給を求めるということである。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の概要

本件は、反復性うつ病（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、障害給付の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

### 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、初診日が平成〇年〇月〇日であると主張する当該傷病により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「請求のあった傷病（反復性うつ病）の初診日が、平成〇年〇月〇日であり、初診日において厚生年金保険の被保険者であった者に該当しません。」との理由により、障害給付を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求を

した。

## 第3 当事者等の主張の要旨

（略）

## 理由

### 第1 問題点

- 1 事後重症請求による障害厚生年金の支給を受けるためには、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において、厚生年金保険の被保険者であって、その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、①当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、②当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること、そして、裁定請求日において、その傷病による障害の状態が厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度以上に該当することが必要とされている。そして、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金も支給されることになっている。
  - 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により原処分を行ったことに対し、請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間について、いわゆる社会的治癒が認められるから、請求人の当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）は、同年〇月〇日であると申し立て、それを前提とする障害給付の支給を求めているのであるから、本件で検討すべき問題点は、本件初診日に係る請求人の主張に理由があると認められるかどうかということである。
- ### 第2 当審査会の判断
- 1 初診日に関する証明資料は、国民年金法及び厚生年金保険法が発病又は受傷の

日でなく、初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師若しくは医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料でなければならないと解するのが相当である。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としていところ、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相当である。

また、社会保険の運用上、過去の傷病が治癒した後再び悪化した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病として取り扱い、治癒が認められない場合は、過去の傷病と同一傷病が継続しているものとして取り扱われるところ、医学的には治癒に至っていないと認められる場合であっても、軽快と再度の悪化との間に、いわゆる「社会的治癒」があったと認められる場合は、再発として取り扱われることとなるが、この社会的治癒があったと認め得る状態としては、相当の期間にわたって症状がなく医療（予防的医療を除く。）を行う必要がなくなり、通常の勤務に服していたことが認められる場合とされている。いわゆる「社会的治癒」については、治癒と同様に扱い、再度新たな傷病を発病したものとして取り扱うことが許されるものとされ、当審査会もこれを是認しているところである。

2 本件についてこれをみると、a 病院 b 科・A 医師作成の平成○年○月○日現症に係る同年○月○日付け診断書には、障害の原因となった傷病名は、「反復性うつ病 ICD-10コード（F33）」、傷病の発生年月日は「平成○年○月 診療録で確認」、初めて医師の診療を受けた日は「平成○年○月○日 診療録で確認」、請求人が平成○年○月○日に陳述した発病から現在までの病歴及び治療の経過等は「○○県で出生。平成○年予備校時代に抑うつ感を自覚。○○で大学入学後、うつ状態が持続し平成○年○月より増悪したため平成○年○月○日 c 病院受診。抑うつ状態として薬物療法開始し、大学院卒業後は d 病院に転院し就労していた。平成○年○月○日より e 病院に転院。うつ状態悪化により平成○年○月～平成○年○月休職。復職後は平成○年○月まで通常勤務していたが、平成○年○月頃より症状再燃し平成○年○月から2 回めの休職となった。症状遷延し平成○年○月当院初診。同年○月に職場は退職となり、平成○年○月○日～同年○月○日当院初回入院。以降当院にて通院治療継続している。」、診断書作成医療機関における初診年月日は「平成○年○月○日」、その時の所見は「疲弊感強く、体力低下のため杖歩行している。早朝覚醒・中途覚醒などの睡眠障害顕著。日常生活能力低下しており、食事の支度ができず実質的な食事摂取が出来ていない。自宅では寝たきりの生活が続いており、抑うつ気分・活動性低下を認める。」と、e 病院（以下「e 病院」という。）b 科・B 医師作成の平成○年○月○日付け受診状況等証明書には、診療録より記載したものとして、傷病名は「うつ病」、発病年月日は「平成○年○月頃」、傷病の原因又は誘因は「不詳」、発病から初診までの経過は「前医からの紹介状はありますか。⇒無以前よりうつ病で治療されていた。H○年○月～H○年○月まで休職していたが症状改善 同年○月より復職となった。H○年○月～H○年○月まで治療は継続

しながらも仕事には出勤できる状態だった。しかしH〇年〇月体調を崩した頃より全身倦怠感、不眠、抑うつ気分が出現し、H〇. 〇. 〇当院受診。同年〇月より休職とした。〔※診療録に前医受診の記載がある場合 初診時の診療録より記載したものです。〕、初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰は「転医」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要は「抗うつ薬による薬物治療を継続。症状改善が乏しく、入院施設のある精神病院に転院することになった。」とそれぞれ記載されている。そして、代理人が代筆し作成した平成〇年〇月〇日付け病歴・就労状況等申立書によれば、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について、e病院に受診したとした上で、請求人は、発達障害ではないかと思ひ転院して月1回程度通院していたところ、平成〇年〇月の正月休み明けから、病状が悪化し、たびたび会社を休むようになり、同年〇月から休職したが、平成〇年〇月には復職となり、再発を防止するための維持的投薬で経過観察を受けていたものの、症状は特になく、通院間隔も1、2週間に1回程度から、3週間に1回、4週間に1回と次第に長くなり、約3年もの間、同職種の同僚と変わりなく通常勤務をし、時間外勤務もするなど完全に社会復帰しており、健常者と変わらない社会生活を送っていたが、平成〇年〇月から症状が再燃し、同年〇月から休職となったとして、復職した平成〇年〇月から症状が再燃して平成〇年〇月〇日にe病院を受診するまでの期間について、いわゆる社会的治癒が認められるから、本件初診日は、同日であると申し立てていることが認められる。

上記認定した事実を総合勘案するならば、請求人は、復職した平成〇年〇月から症状が再燃して平成〇年〇月〇日にe病院を受診するまでの期間について、症状は特になく、通常の勤務ができ健常者と変わらない社会生活を送っていた旨主

張するが、同期間においても、同病院に通院して経過観察のみならず、投薬も継続され、特に抗うつ薬のサインバルタは治療量の40mgを投与され、請求人が再審査請求時に提出された資料からも、請求人が主張する社会的治癒期間に投薬の調整がされていることがうかがわれ、また、認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によれば、いわゆる気分（感情）障害は、本来、症状が著明な時期と症状が消失する時期を繰り返すものであり、症状の経過を十分に考慮して認定する疾病であるとされているのであって、請求人の当該傷病のこのような特性も含めて判断するならば、上記の約3年余りの期間をもって、いわゆる社会的治癒を認めることは困難であるといわざるを得ず、請求人の本件初診日に関する主張には理由がない（請求人は、請求人を当事者とする再審査会の別件の裁決（平成29年（健）第5462号）において、社会的治癒が認められたことを指摘するが、もとより同裁決における判断は、本件についての判断を拘束するものではないし、健康保険法上の傷病手当金と国民年金法及び厚生年金保険法上の障害給付の支給要件の解釈適用において、同じ社会的治癒という救済のための法技術上の概念が用いられていても、各制度の趣旨に照らし、後者よりも前者において比較的広く救済を図る実務であり、本件については、本件に即して判断すべきものである。）。なお、請求人は、f薬局g店発行の調剤明細書、h病院の診療報酬明細書（医科入院外）、e病院の診療録等の資料も提出するが、いずれも上記の判断を左右するものとは認められない。

3 したがって、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。